

株主各位

2008年2月29日

長野県上田市小泉81番地  
**日置電機株式会社**  
代表取締役社長 吉池達悦

## 第56期定時株主総会決議ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の第56期定時株主総会で、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

### 記

#### 報告事項

1. 第56期（2007年1月1日から2007年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
上記事業報告、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
2. 第56期（2007年1月1日から2007年12月31日まで）計算書類報告の件  
上記計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

原案どおり、承認可決され、期末配当は1株につき20円、総額274,225,360円、効力を生じる日が2008年3月3日と決定いたしました。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

原案どおり、承認可決されました。定款変更の内容は、後記のとおりです。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

原案どおり、中谷朔三が監査役として選任されました。

## 定款変更内容

(下線は変更部分を示す)

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p><u>第11条(单元未満株式の売渡請求)</u></p> <p><u>当会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規定の定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を当会社に請求することができる。  <u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p>
<p>第<u>11</u>条(单元未満株式についての権利)</p> <p>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第12条(单元未満株式についての権利)</p> <p>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u></p>
第 <u>12</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>13</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

### 期末配当金のお支払いについて

第56期 期末配当金は、同封の「第56期 期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄のゆうちょ銀行ならびに郵便局（銀行代理業者）において払渡しの期間内にお受け取りください。

また、振込をご指定の方は、同封の「第56期 期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」のとおり、振込みの手続きをいたしましたのでご確認ください。